

## 弊社のインボイス制度に関するご案内

弊社はインボイス制度に対応するため、適格請求書発行事業者に登録しました。

登録番号：T4240001007719

登録年月日：令和5年10月1日

弊社が発行するインボイスは以下の通りです。

お客様にて下記インボイスを保存することで仕入税額控除をしていただくことができます。  
そのため弊社とのお取引について、インボイス制度による仕入税額控除の制限は生じません。

お客様との取引		インボイス	
リース	(リース開始日) 令和5年 10月以降	借手の会計処理 資産計上	「リース契約書」、 「リース料支払明細書」のいずれか + 「通帳、銀行が発行した振込明細書等」
		費用計上	
	(リース開始日) 令和5年 9月以前	費用計上	「リース契約書」 + 「通帳、銀行が発行した振込明細書等」 + 当案内※1
レンタカー	クレジットカード (TRBM会員含む) 現金による決済		貸渡精算明細書 (兼請求書)※2
	弊社が請求書を 発行する決済		請 求 書
	TOYOTA SHARE		領 収 書 (アプリから発行いただけます)

※1 令和5年9月以前の契約書で不足している適格事業者登録番号を当ご案内でご通知  
(インボイス通達3-1に準じ、複数の書類で適格請求書の記載事項を満たしております)  
尚、令和5年9月以前に開始したファイナンスリースについてはインボイスは不要です

※2 ワンウェイにより他県へ返却されるお客様へ

トヨタレンタカーでは「貸渡精算明細書 (兼請求書)」がインボイスとして対応しますので、必ずお受け取りください。  
「領収書」はサービス運営会社 (トヨタレンタリース店) がお客様と金銭の授受を行ったことを示す証明書であり、  
インボイスではないことを予めご承知おきください。